

令和 8 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加)

提 出

令和8年2月24日

も く じ

| | | |
|-----------|---|---|
| 議案第 4 2 号 | (仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業設計・施工一 括型工事請負契約について----- | 5 |
| 議案第 4 3 号 | 訴えの変更について----- | 6 |
| 議案第 4 4 号 | 大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に ついて----- | 7 |

議案第42号

(仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備事業設計・施工一括型工事請負契約について

(仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備事業設計・施工一括型工事請負契約を次のとおり締結する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備事業設計・施工一括型工事 |
| 2 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金8,339,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市西区阿波座二丁目4番23号 ナカノフドー建設・浦辺設計特定建設工事共同企業体 代表者 大阪市西区阿波座二丁目4番23号 株式会社ナカノフドー建設 大阪支社 支社長 脇本 高広 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第43号

訴えの変更について

令和7年6月25日付け議案第50号をもって議決され提起した訴えを次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

事件の内容中「徴収金等に相当する金員」の次に「及び弁護士費用」を加える。

訴訟物の価額中「25,741,429円」を「28,315,591円」に改める。

理 由

現在係争中の訴訟において、被告に対し、新たに弁護士費用を請求するため。

議案第44号

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）が改正され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大東市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由

の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日
前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

印刷物番号

7 - 8 8